

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
 通達・通知
○史跡の追加指定等について…………… 2
○北海道職員等の退職手当の取扱いについての一部改正について…………… 4
○旅費条例の運用方針についての一部改正について…………… 7

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第 6 号）

1 趣旨

平成27年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 北海道夕張高等学校ほか5校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道夕張高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道千歳北陽高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道稚内高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道幕別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道根室西高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

- (2) 北海道砂川高等学校ほか2校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年 4 月 14 日

北海道教育委員会委員長 中 村 隆 信

北海道教育委員会規則第 6 号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道夕張高等学校の項中「

普 通 科	80	40	40		16
-------	----	----	----	--	----

」を「

普 通 科	40	40	40		120
-------	----	----	----	--	-----

」に改め、同表北海道砂

川高等学校の項中「

普 通 科	480			480	
-------	-----	--	--	-----	--

」を「普

通 科

440	/	440
-----	---	-----

 に改め、同表北海道千歳北陽高等学校の項
 中 「

普 通 科	280	280	280	/	840
-------	-----	-----	-----	---	-----

 を 「

普 通 科	2
-------	---

40	280	280	/	800
----	-----	-----	---	-----

 に改め、同表北海道森高等学校の項中 「

総 合 学

科	360	/	360
---	-----	---	-----

 を 「

総 合 学 科	320	/
---------	-----	---

/	320
---	-----

 に改め、同表北海道稚内高等学校の部全日制課程の款普通教育を主とする学
 科の項中 「

普 通 科	160	160	160	/	480
-------	-----	-----	-----	---	-----

 を 「

普 通 科

120	160	160	/	440
-----	-----	-----	---	-----

 に改め、同表北海道広尾高等学校の項中 「

普

通 科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

 を 「

普 通 科	40	80	80
-------	----	----	----

/	200
---	-----

 に改め、同表北海道幕別高等学校の項中 「

普 通 科	80
-------	----

80	40	/	200
----	----	---	-----

 を 「

普 通 科	40	80	40	/	160
-------	----	----	----	---	-----

 に改め、同表北海道標茶高等学校の項中 「

総 合 学 科	320	/
---------	-----	---

320

 を 「

総 合 学 科	280	/	280
---------	-----	---	-----

 に改め、同表北海
 道根室西高等学校の項中 「

普 通 科	80	80	80	/	240
-------	----	----	----	---	-----

 を 「

普 通 科	40	80	80	/	200
-------	----	----	----	---	-----

 に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

通 達 ・ 通 知

教 文 博 第 2 9 号
平成27年 4 月 14 日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

史跡の追加指定等について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第 1 項の規定により、別記のとおり史跡の追加指定等がありましたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記 1

種 別	史 跡
名 称	まつまえししろあと 松前氏城跡 ふくやまじょうあと 福山城跡 たてじょうあと 館城跡
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第 2 号）の史跡の 2 「城跡」による。
指定地域の概要	松前氏の居城福山城跡と、明治元年に築城された館城跡からなる遺跡。福山城は安政元（1854）年に完成した石垣を有する城跡で、蝦夷地近海に出没する外国船を打ち払うための台場を有する。明治元年の箱館戦争の激戦地となった。今回、福山城跡の北東部にある石垣を追加指定する。
所在地及び指定地域	（追加指定地域） 北海道松前郡松前町字松城105番 1、105番 2、109番、110番 1,373.62平方メートル
指定年月日	平成27年 3 月 10 日（文部科学省告示第44号）

別記 2

種 別	史 跡
名 称	くしろがわりゅういき 釧路川流域 あとぐん チャンシ跡 群
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第 2 号）の史跡の 2 「城跡」による。
指定地域の概要	これまで単独で指定されていた 2 つのチャンシ跡を統合するとともに、同じ釧路川流域に所在する 9 つのチャンシ跡を追加指定し、釧路川流域チャンシ跡群と名称変更して、一体的な保存・活用を図る。
所在地及び指定地域	（既指定地域） 1 モシリヤチャンシ跡（モシリヤ砦跡から名称変更） 釧路市城山町124番のうち実測167.93平方メートル、141番 2 ハルトルチャランケチャンシ跡（鶴ヶ岱チャランケ砦跡から名称変更） 釧路市春湖台35番11、35番346、35番408 （追加指定地域） 3 テンネル第 1 チャンシ跡 釧路郡釧路町中央 9 丁目 1 番 1 のうち実測3,979.31平方メートル 4 タブコブチャンシ跡 釧路郡釧路町字達古武23番10のうち実測3,009.05平方メートル 5 シラルトロ第 1 チャンシ跡 川上郡標茶町字コッタロ原野114番のうち実測1,093.51平方メートル 6 シラルトロ第 2 チャンシ跡 川上郡標茶町字コッタロ原野127番 1 のうち実測207.87平方メートル、127番 3 のうち実測492.51平方メートル 川上郡標茶町字コッタロ原野127番 1 に東接し127番 3 に東接するまでの河川敷のうち実測2,761.54平方メートルを含む。 7 マタコタンチャンシ跡 川上郡標茶町字オソツベツ635番 8 のうち実測73.01平方メートル、

	635番9のうち実測4,979.91平方メートル 8 プイラクニチャシ跡 川上郡弟子屈町字プイラクニ4番21 9・10 クッチャロシペ第1・第2チャシ跡 川上郡弟子屈町屈斜路国有林4308い林小班のうち実測7,039.36平方メートル 11 ウランコウシチャシ跡 川上郡弟子屈町屈斜路国有林4308と林小班のうち実測7,784.34平方メートル （既指定分）21,592.03平方メートル （追加指定分）33,987.45平方メートル 計 55,579.48平方メートル
指定年月日	平成27年 3 月17日（文部科学省告示第52号）

教 給 第 16 号
平成27年 4 月14日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

北海道職員等の退職手当の取扱いについての一部改正について（通知）

北海道職員等の退職手当の取扱いについての一部改正について（平成27年 3 月27日付け人事第2463号）の通知が別記のとおり北海道総務部長からあったので、通知します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記

人 事 第2463号
平成27年 3 月27日

北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道人事委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長

様

北海道総務部長

北海道職員等の退職手当の取扱いについての一部改正について（通知）

このことについて、北海道職員等の退職手当の取扱いについて（平成18年 4 月14日付け人事第102号当職通知）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から適用することとしましたので、通知します。

記

第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、第2第1項、第2項及び第3項中「第4条」を「第5条」に改め、第2第3項第1号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、第2第3項第2号中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、第2第3項第3号中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改め、第2第4項中「第4条」を「第5条」に改める。

第3第9項第3号中「平成19年 4 月以後」の次に「平成27年 3 月以前」を加え、同項第7号中「第5号区分の項第9号」を「第5号区分の項第11号」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 基礎在職期間等規則別表イの表第5号区分の項第12号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年 4 月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもののうち、管理職手当の区分が2種とされる職を占めていたもの
第3第9項第6号中「第5号区分の項第8号」を「第5号区分の項第10号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第5号区分の項第7号」を「第5号区分の項第8号」に改め、「平成19年 4 月以後」の次に「平成27年 3 月以前」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 基礎在職期間等規則別表イの表第5号区分の項第9号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年 4 月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の20とされる職員の区分にあったもの

第3第9項第4号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第7号」に改め、同号を同項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 基礎在職期間等規則別表イの表第5号区分の項第6号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年 4 月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の20とされる職員の区分にあったもの

第3第10項第2号中「平成19年 4 月以後」の次に「平成27年 3 月以前」を加え、同項第5号中「第6号区分の項第8号」を「第6号区分の項第10号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第6号区分の項第7号」を「第6号区分の項第8号」に改め、「平成19年 4 月以後」の次に「平成27年 3 月以前」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 基礎在職期間等規則別表イの表第6号区分の項第9号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年 4 月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、管理職手当の区分が3種とされる職を占めていたもの又は管理職手当の区分が4種とされる職を占めていたもの（管理職手当に関する規則別表第2オの表に規定する人事委員会が別に定める者に限る。）であり、かつ、期末手当の役職段階別加算割合が100分の15とされる職員の区分にあったもの

第3第10項第3号中「第6号区分の項第6号」を「第6号区分の項第7号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基礎在職期間等規則別表イの表第6号区分の項第6号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年 4 月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、管理職手当の区分が3種とされる職を占めていたもの又は管理職手当の区分が4種とされる職を占めていたもの（管理職手当に関する規則別表第2エの表に規定する人事委員会が別に定める者に限る。）であり、かつ、期末手当の役職段階別加算割合が100分の15とされる職員の区分にあったもの

第3第11項第2号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項第5号中「第7号区分の項第12号」を「第7号区分の項第15号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第7号区分の項第11号」を「第7号区分の項第14号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第7号区分の項第10号」を「第7号区分の項第12号」に改め、「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 基礎在職期間等規則別表イの表第7号区分の項第13号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の15とされる職員の区分にあったもの

第3第11項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基礎在職期間等規則別表イの表第7号区分の項第6号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、管理職手当の区分が4種とされる職を占めていたものであり、かつ、期末手当の役職段階別加算割合が100分の15とされる職員の区分にあったもの

第3第12項第2号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項第6号中「第8号区分の項第11号」を「第8号区分の項第13号」に改め、「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 基礎在職期間等規則別表イの表第8号区分の項第14号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、管理職手当の区分が4種以上とされる職を占めていたもの

第3第12項第5号中「第8号区分の項第10号」を「第8号区分の項第12号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第8号区分の項第8号」を「第8号区分の項第9号」に改め、「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 基礎在職期間等規則別表イの表第8号区分の項第10号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、管理職手当の区分が4種とされる職を占めていたもの

第3第12項第3号中「第8号区分の項第7号」を「第8号区分の項第8号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基礎在職期間等規則別表イの表第8号区分の項第7号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、管理職手当の区分が4種とされる職を占めていたもの

第3第13項第2号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項第4号中「第9号区分の項第8号」を「第9号区分の項第9号」に改め、「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 基礎在職期間等規則別表イの表第9号区分の項第10号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の10とされる職員の区分にあったもの

第3第13項第3号中「第9号区分の項第7号」を「第9号区分の項第8号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基礎在職期間等規則別表イの表第9号区分の項第7号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年3月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の10とされる職員の区分にあったもの

第3第14項第2号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項第5号中「第10号区分の項第12号」を「第10号区分の項第15号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第10号区分の項第8号」を「第10号区分の項第9号」に改め、「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 基礎在職期間等規則別表イの表第10号区分の項第10号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の5とされる職員の区分にあったもの

第3第14項第3号中「第10号区分の項第7号」を「第10号区分の項第8号」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 基礎在職期間等規則別表イの表第10号区分の項第7号に規定する知事が別に定めるもの 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、期末手当の役職段階別加算割合が100分の5とされる職員の区分にあったもの

(人事局人事課給与グループ)

教 給 第 17 号
平成27年 4 月 14 日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）

旅費条例の運用方針についての一部改正について（平成27年3月31日付け人委第886号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記

人 委 第886号
平成27年 3 月 31 日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 委 員 会 教 育 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長

札幌市教育委員会 教育長
北海道人事委員会 事務局長

北海道人事委員会事務局長

旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）

旅費条例の運用方針について（昭和28年 6 月 5 日付け28人委第212号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成27年 4 月 1 日以降はこれによって実施してください。

記

第37条関係第 2 項第 8 号を次のように改める。

- (8) 外国旅行をする際の次に掲げる額は、条例第34条に規定する旅行雑費として取り扱うものとする。

ア 旅行者から旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和31年法律第80号）第16条第 3 項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社が徴収するものに限る。）を徴収する国内の空港を利用する場合における当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額（外国の空港において支払うこれらに相当する額を含む。）

イ アメリカ合衆国に渡航する場合における電子渡航認証システムの申請及び認証に要する費用に相当する額

（給与課給与グループ）